

平成 27 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代 表 者 代表取締役社長 塚本 聡一郎
(J A S D A Q ・ コード 5 8 2 0)
問 合 せ 先 執行役員経理部長 金城 安弘
電 話 番 号 0 6 - 6 7 6 2 - 6 9 3 9

特別損失（関係会社貸倒引当金繰入額・減損損失）及び 特別利益（未払役員退職慰労金の減額）の発生に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 25 日開催の取締役会において、連結子会社への貸付に対する関係会社貸倒引当金繰入額及び減損損失を特別損失として計上することを決議し、また、未払役員退職慰労金の減額による特別利益の計上をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 関係会社貸倒引当金繰入額（個別）の計上について

当社の連結子会社である MITSUBOSHI THAI CO., LTD. における事業環境や収支計画に基づいて同社への貸付金の回収可能性を勘案した結果、きわめて低いと判断したため、貸付金残高 168 百万円を関係会社貸倒引当金繰入額として特別損失に計上することを取締役会にて決議いたしました。

なお、当該関係会社貸倒引当金繰入額は、連結決算におきまして相殺消去されるため連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 減損損失（連結）の計上について

上記のとおり、連結子会社である MITSUBOSHI THAI CO., LTD. における収益性の低下により、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する事業用資産 38 百万円を減損損失として特別損失に計上することを取締役会にて決議いたしました。

3. 未払役員退職慰労金の減額について

当社は、第 69 期定時株主総会で決議されました役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給額を長期未払金で計上しております。しかし、上記のとおり多額の損失を計上することに対しての経営責任を明確に示す必要があると判断し、業務執行取締役 2 名より未払役員退職慰労金の一部を自主返上する旨の申し出を受け、減額することといたしました。これに伴い、役員退職慰労金債務免除益として、15 百万円の特別利益を計上いたします。

4. 業績に与える影響

平成 27 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり確定次第速やかに開示いたします。

以 上